

第29回佐賀地方・家庭裁判所委員会（合同開催）

1 実施日時

平成29年11月20日（月）午後1時30分～午後3時30分

2 開催場所

佐賀地方裁判所3階会議室

3 出席者等

(1) 委員（五十音順）

① 地裁委員会委員

出席者 池田 聡 介（佐賀地方裁判所武雄支部長）
岩 木 幸（佐賀地方裁判所長）
大坪 正 幸（学識経験者委員）
大山 輝 幸（佐賀地方検察庁次席検事）
片 渕 大 輔（学識経験者委員）
志 田 正 典（学識経験者委員）
戸 上 孝 弘（学識経験者委員）
鷺 崎 ゆみ子（学識経験者委員）

② 家裁委員会委員

出席者 秋 本 昌 彦（佐賀家庭裁判所判事）
岩 木 幸（佐賀家庭裁判所長）
大隈 知 彦（学識経験者委員）
滝 口 真（学識経験者委員）
田 口 香津子（学識経験者委員）
多々良 たまえ（学識経験者委員）
牧 瀬 稔 子（学識経験者委員）
山 口 あきこ（佐賀地方検察庁三席検事）
山 口 聰 子（学識経験者委員）

力 久 尚 子（佐賀県弁護士会弁護士）

(2) 説明担当者

佐賀家庭裁判所 藤原恵美総務課長

佐賀家庭裁判所 中溝悦子総務課課長補佐

佐賀地方裁判所 中原正彦庶務係長

佐賀地方裁判所 藤田香奈事務官

(3) 庶務

佐賀地方裁判所 田中幹彦

4 議事

全体協議（テーマ「佐賀地方・家庭裁判所における広報活動について」）

(1) 佐賀地方・家庭裁判所における広報活動について説明

説明担当者から、佐賀地方・家庭裁判所における広報活動の目的やツールを紹介し、広報活動の実績や課題について説明した。

(2) 意見交換

（文中、□は委員長，○は学識経験者委員，●は法曹資格を有する委員，
■は説明担当者等の発言）

□ 説明させていただきました佐賀地方・家庭裁判所における広報活動について、ご質問や感想などを伺いたいと思います。

○ 先程の説明を聞く中で、裁判所の役割であったり、その中で働く人がどう
いう仕事をしているのかについて周知をしておられるのかなと思いました。
学校として、関係機関から要請を受けて高校生に対する講義を企画する時に、
警察や弁護士、例えば弁護士だとカード問題について多重債務にならないよ
うになど、卒業式を控えた三年生に対して講義していただいて、社会に出た
らこういう問題があるよねと。高校生でSNSの問題などはいじめにつなが
ったり、交通関係では自転車も交通車両として刑罰があったりするので、高
校生にとって身近な問題に関して教えをいただけるということで、当校でも

行っているのですが、裁判所となると、警察や弁護士とは違って、高校生が裁判所の仕事の中身を知るといのは、なかなか直接にはないので、裁判所は何を求められるのかなど。そういったものがあれば、高校生にこういうところを知って欲しいとか、そのためにはどういうふうにすれば良いのかなど考えるのですが、裁判所として、生徒や学生に周知するというのは、何を求めておられるのか教えていただきたいです。

□ 出前講義ですとか、裁判所に来ていただいた時の説明の内容で高校生に響くようなものとして、どういうものがあるのかというお尋ねかと思うのですが、裁判官の方で何かありますか。家裁関係ではいかがでしょう。

● 家裁で事件を担当している者からしますと、高校生にとって身近なもの、高校生が関わる事件といいますと、どうしても少年事件ということになります。最近ですと、LINEを利用した形での犯罪や、学校での事件があります。どういうものが犯罪になるのか、犯罪になって捜査があつて実際に家庭裁判所に事件が送られてきて、どういう手続きになっていくのかというところを説明するということは出来なくはないのかなと思います。そして、少年院送致を含めて、最終的にどういう処分があるのかという手続きの流れを説明させていただくことで、犯罪行為に対する抑止的な効果が生まれ、犯罪防止に役立つことができれば良いかなと思つてはおります。そういうところが考えられるかなと思います。

□ 地裁関係ではいかがでしょう。

● 裁判所の役割をご説明する中で、個別具体的なお話をするのはなかなか難しいのですが、先程のDVDにもあつたようなレベルで、貸金の問題であるとか、大学進学時に利用する賃貸住宅に関する明け渡しの問題、最近問題となっている奨学金の問題など色々とあります。そういうものを、ある程度抽象化してお話しすることはできるかもしれませんが、裁判所の立場でどこまで言えるのかについては、なかなか難しいところがあるのかなという気は

します。裁判所としてはやはり法の支配というものがありますので、法律的な考え方というものを中心にお話ししていく。刑事事件についての考え方ですとか、そういうものになる方が多いのかなと思います。

○ 今のお話を聞くと、手続きの流れや犯罪防止・抑止についての話だったのですが、そうではなくて、例えば税務署の方では、夏休みの課題で税の作文があり、それぞれの税務署単位で「〇〇税務署長賞」ですとか、税について考えようというものがあります。裁判所の方でも、これについて考えましょう、人権問題について考えましょうというものがあれば考える機会になりますし、その中で裁判所の役割をもう一度見直すことができるのかなと思います。もしそういうものがあれば、御案内いただけたらなと思いました。

□ 作文コンクールでも良いかもしれませんし、法について色々な視点から考えさせるということは我々の得意とするところではないかと思います。例えば、高校生の方が、刑についてどう考えているか、もっと身近で言えば、社会生活で何か困った時にどうすれば良いかというのは、法教育の一環であろうとは思いますが。そういう観点で何か話題を設定して考えるというのも、今ご意見をいただいてなるほどと思いました。

■ 先程裁判官の方からもご説明がありましたが、出前講義でおそらくご希望には添えるかなと思います。選挙権も18歳になって、自分たちで考えていかなければならない、法律的なものの考え方を身に付けていかなければならないという中で、契約関係などを題材にして、考えながら一緒に解決していくような内容ができるの良いのかなと思っております。おそらく教育の現場としては、ルール作りであるとか、インターネットの利用であるとか、実際に教育現場で問題となっていることを題材として講師と答えを出していくようなものを望まれているのかなと感じてはおります。裁判所がそういったテーマにどのくらいまで、ご希望に添った内容ができるのかについては検討していきたいと思っております。参考になるか分かりませんが、今年の4月の

朝日新聞に掲載された、福井での法教育として、アリとキリギリスを題材にしたものがあります。例えば、アリとキリギリスの世界の中でアリの国の食料をキリギリスが頂戴と言った時にどういう分け方をするか、全く働かないキリギリスに食料を分け与えるか、それを多数決で決めて良いのか、女王アリが決めて良いのか、そういったことを題材にして考えようという取り組みがされました。出前講義の周知で教育委員会などに顔を出させて頂いた時に、この中学校で実施された例を紹介して、こういったことも考えられますとお話をさせていただきました。おそらく、ものの考え方というところで題材にして皆で考えて結論を出す、それぞれ結論は分かれたりはあるんでしょうけれども、自分で結論を導き出す手助けができれば良いのかなと思っております。ご要望に応えられるか分かりませんが、そこは考えていきたいと思っております。

- 高校生も結局、法やルールに従って生活していますが、社会に出ればよりそれが顕在化し、例えば就職をしてすぐに契約というものが身に振りかかってきます。その時に、そういう視点を持っているかどうかによって違うということで、それを高校生の中に何かしら触れておくことのお手伝いはできるんだろうなと思います。広く法教育ということですと、裁判所独自でというより、弁護士会ですとか検察庁でかなり進んでいるところもあるのかなと思いますので、法曹関係の方のご意見をいただけますでしょうか。
- 弁護士会では、小学生向けだと、ルール作りについてどういうふうに考えていけば良いかなど身近な問題での考え方についての講座や、いじめの問題についての講座もあるようです。高校生向けには、選挙権についての講座で模擬選挙を行い、弁護士が対立する二人の候補者となって、選挙をやってみるという活動もしています。候補者の公約等の内容を理解し、どういうふうに考えれば良いか、これから政治活動に関わっていく上での考え方を、模擬選挙を通して学んでいただく。他に、消費者教育については弁護士会として

はやりやすい講座であり、弁護士会ならではの具体例を交えて行っております。

□ 検察庁はいかがでしょうか。

● 法教育という点では、法曹三者で色々な形で行われていますが、一般的な法の在り方、社会生活を営んでいく上でどういうふうに考えていくべきかについては、おそらく弁護士会が中心となって、そこに検察庁や裁判所が協力していくという形でなされており、それを確立していくということが大切なのだろうと思います。今回の裁判所の広報というテーマの中で、法曹三者の中で裁判所にしかできないことは、やはり裁判傍聴だと思います。実際にこういう法律があります、こういう法律についてこういう考え方をしましょう、あるいは私達はこういう役割を担っていますというのは話はできますが、検察庁にも弁護士会にも言えることですが、具体的な事件のことについては当然話できません。そういう具体的な事件を実際に垣間見ることができる裁判傍聴というのは、裁判所でしか経験できないことだと思います。多くの人に傍聴してもらうことで、裁判とはこういうものなのか、あるいはその中で裁判にはこういう人が関わっているのか、これはどういうことになっているのだろうと、関心を持ってもらうことができるのは裁判所だけなのだと思います。ただ一方で、傍聴というのは非常に難しく、興味があっても傍聴に行こうと思っても、傍聴券配布事件であれば大きい裁判所だとホームページを見れば載っていますが、それ以外の事件はいつどこでどのようにやっているのか、現在のインターネットの時代でもなかなか情報が手に入らない。もちろん色々な人のプライバシーにも関わってきますので、どこまで何を公開すべきなのかは難しい問題があるのかもしれないですが、やはり法が身近になって、裁判というものの垣根がそれほど高いものではなく、私達に密接に関連しているのだと知っていただくためには、傍聴にどうアクセスできるのかが重要になってくるのだと思います。もう一つ思うのは、一般的な制度だと

ある程度言及できるのだと思いますが、裁判所から裁判手続について具体的に説明していくようなチャンネルはあまり無いのかなと思っています。検察庁は行政機関ですので、例えば具体的事件の関係で1週間に1回程度、テレビや新聞の記者が来た際には、事件についてどのようになっているのか等を詳しく聞かれるのですが、私は一般論として手続きの説明等を行っております。具体的な事件の中身のことはもちろん言えないですし、裁判所も言えないのですが、そういうことへの理解は必ずしもマスコミの中でも現場の記者達、特に若い記者達は分かっていない部分があって、一般論でも広く伝えていくようなことが何かできないのかなと思ったりもしました。そのようなことを色々考えました。

- 傍聴の機会の提供は裁判所だけができることですが、公開されている裁判は完全に自由に傍聴していただけるのですが、広報が足りないのか、意外と知っていただけていない。委員の皆様の中で傍聴された経験がある方はいらっしゃるでしょうか。その傍聴の機会というのは、どのようなものでしたか。
- 犯罪被害者支援活動の一環として傍聴したことがあります。
- 人権擁護委員をしており、その勉強会で傍聴しました。
- 裁判所に来ていただいている人の中でも、そういう機会がないと意外と傍聴していただけていない。傍聴に来ていただくためにどうすれば良いのかについては、自由に傍聴出来ることなどはホームページにも掲載されてはいるのですが、なかなか来ていただけていない。傍聴が一番インパクトが強いものですし、色々と言葉で説明するよりも見ていただくのが一番ということもありますので、傍聴に来ていただくためにはどうすれば良いのか日々考えているところがございます。こんなことがあれば裁判所に行ってみたい、団体で見学をしてみたい、もっとこんなことをすれば良いのに等、どのような観点からでも結構ですので、何かご意見はございますでしょうか。

- 広報の充実という点とは違うかもしれませんが、裁判員制度については、なんとなくドラマ等で知っているような状況でございまして、いざ自分がそこに関わらない限りそれ以上のことはあまり関係ないようになってしまふのかなと思います。いざ自分の身にかかってきた時にそれについて調べられる体制や、すぐに相談できる体制など、そちらの広報を充実させていただけたら良いのかなと思いました。裁判員制度自体を充実させる必要もあるんですけども、一市民としてでしたら、困った時にすぐに相談できることの広報の充実をお願いしたいと思いました。
- 困った時に裁判所に行って何が出来るのかということは、市民にとって一番大切なことだと思っています。先程のDVDの中で、家事調停、人事訴訟、少額訴訟の説明がありました。私は以前、会社の機械の修理が出来ていないことを理由に修理代金10万円前後を支払いたくないという結論に達した際、最初に司法書士に相談料も支払って相談すると、10万円程度のことであれば高くつくから自分でしなさいと言われてました。その後、裁判所の相談窓口に行き、1から10まで全て説明すると、弁護士か司法書士に相談してくださいと言われてまして、司法書士に相談した結果自分でしなさいと言われてたから裁判所に来ているということを何度も伝えたところ、やっと分かっていただき、書式や印紙の購入方法などを説明してもらえました。一市民としては、裁判所に対して、何をどこから説明すれば良いのかさえ分からないので、何をどう説明すれば良いのかを示したフォーマットのようなものがあればと思います。

「修理代金10万円前後を払いたくない。理由は修理が出来ていなかったから。それにも関わらず請求書が来て困っている。」ということが言いたかったのですが、そこに至るまでに散々説明することになりました。一般市民は、全く分からない状態で裁判所に来ますので、そのような市民が来た時に、お互いがスムーズに話の流れが分かるような何かを作ることと、それが広報に

繋がって、市民の困ったことが円滑に解決できるようになったらなと思います。司法書士のところで30分か1時間程の相談料金を支払い、裁判所に来ても何をどう説明すれば良いのか分からなくて、結構時間が掛かったと記憶しています。

- 今のお話を伺っていて、確かに困った時にどういう窓口に行けば良いかというのは一般の市民の方にとっては難しい問題であると思います。本来的には弁護士や司法書士に相談するところだとは思いますが、当然費用が掛かることですので、裁判所に来たり、場合によっては検察庁の被害者支援のところに来たりと色々あります。一方で、そういう時のために国は法テラスという組織を作ったのに、法テラスの存在がまだ十分に認識されていないこともあるのかなと思いました。法テラスは交通整理といいますか、様々な悩み事について、どこに相談して良いか分からない人は法テラスに来て下さいということで鳴り物入りで始まったのですが、そこがなかなか周知されていない状況にあります。裁判所の広報の問題からは若干ずれるかもしれませんが、困ったことがあった時にどんな解決方法があるのかということを示すというのは、裁判所、検察庁、弁護士会あるいは司法書士会の共通の問題であり、意識して我々が取り組んでいかななくてはならないところなのだなと改めて認識しました。
- その通りだと思います。昔よりは色々なことを考えて取り組んではいるのですが、連携も含め人的体制の問題なども色々ありますので、やらなければならないことを常に意識しながら、少なくとも法曹三者は連携をとらなければならないなど、私自身強く思いました。効果的な広報活動についてですが、傍聴、見学あるいはホームページ等がありますが、一般の方々から見てどれが一番効果的でしょうか。媒体、やり方についてのご感想やご意見等はいかがでしょうか。
- 裁判所の広報について事前に調べてきました。最高裁判所事務総局広報課

が平成25年4月に出した広報ハンドブックというものがございました。その中に、広報誌「司法の窓」があり、裁判所の広報誌があることを私は初めて知りました。ハンドブックの中で、「司法の窓」の配布先が全国の大学、短大、高校、法科大学院と掲載されていたため、私の会社で4年程前に法科大学院を卒業した者に聞いてみたところ、「司法の窓」については知らないとのことでした。それからハンドブックには、各地の裁判所を通じて地方自治体や公立図書館等にも配布しますとの記述がありましたので、佐賀県内の図書館を調べました。「司法の窓」は佐賀県内の図書館に3冊ございました。佐賀市立図書館に2冊あり、2004年9月出版の「司法の窓」裁判員制度特集号と2006年5月出版の第68号で、両方ともかなり古いものでした。もう1冊は佐賀県立図書館に、第81号がございました。図書館には開架と閉架がございまして、開架であれば皆が手に取って閲覧できるものなのですが、残念ながら「司法の窓」は閉架であり、書庫の中に入っているものということでございました。それから禁帯出でございまして、図書館の外に持って行けない取扱いとなっていました。また、資料区分が「郷土資料」になっていましたので、どうして「法律」の方ではないのかと疑問に思っていたのですが、本日頂いた第81号に『裁判所めぐり 佐賀地方・家庭裁判所歴史と、食と、福のまち「さが」』というものがあつた、この部分で郷土資料の方に入っていたのだと合点がいきました。そういう状況でございました。こういうことをみてみますと、「司法の窓」は広報ハンドブックでは、一般国民向けの対外広報誌であるとされていますが、このような状況では一般向けの広報誌の役目を果たせていないのではないかと思います。この平成25年の広報ハンドブックにも記述があるのですが、裁判所WEBサイトによる広報活動等の活発化に伴い、広報ツールとしての役割を見直す時期に差し掛かっていると、平成25年の時点でこのような記述がございまして。このことから、印刷物での広報について、最近はあまり積極的に展開されていないの

かなと思ったのですが、いかがでしょうか。

- 今ご紹介頂きました図書館での備え付け状況に関して、私も初めて知りました。佐賀地裁としましては、毎回、図書館や公民館、市役所等に配布はしております。ただ、配布先でどのように扱われているかを今回初めて知りましたので、どうなっているのかなという思いもありますが、広報誌の配布は毎号行っています。
- 例えば、佐賀県立図書館ですと、1階のところに期間ごとにテーマ展示が行われます。マガジンラックのようなものに表紙が見えるかたちで展示されるのですが、確か今も法律関係の展示が行われていると思いますので、そういうところに「司法の窓」等を置いて頂けると皆さんの目に留まるのではないかと。せっかく広報誌があるので、もっと皆さんに見ていただけるようにすれば、少しはハードルが下がるかなと思います。
- 今のお話しに補足でございますが、図書館に送られるときには、図書資料として送っているということが明記されていれば、そのような扱いになると思います。そうでない場合は、図書館の職員向けの回覧というかたちで取り扱われているのではないかと思います。
- 使用目的や現場に応じたお願いの仕方を、もっと綿密にすれば違うのではということですね。せっかく作っているのに目に触れないということは、やはり意味がないことなので、どのようなやり方でどのように目に触れさせることができるのか、また、どれくらいの部数をどのように配布するべきなのか、当庁だけではなかなかできないところもありますので、上級庁への相談等、させて頂きたいと思います。
- 今日ご説明いただいて、様々な取り組みをされていることが分かりました。どうしても裁判所は全国的な統一が図られているイメージがあります。今、佐賀の裁判所のホームページを検索し見てみましたが、長崎、福岡もホームページの体裁が全く一緒で、こういうところも全国的に統一されているんだ

と思いましたが。どうしても情報の格差を作らないように足並みを揃えるイメージがありまして、広報の活動の枠組みについても、ご説明頂いたものは全国的に行われているものなのか、佐賀ならではのオリジナルのものなのか、広報活動について佐賀での自由裁量度はどれくらいあるのかなど。ご説明で出てきたものは全部どこでもされていて、浦島太郎を題材にした模擬裁判も他の県でもしているのかなど気になりました。自分達でアイデアを出せるのはどの程度のものなのでしょうか。企画自体なのか、企画は決まっているが内容は独自のものであるとか、そのあたりのことを知りたいです。

■ 企画自体で、裁判所としてこれをやりなさいとか、こうじゃないといけないというのはありません。佐賀独自のものを企画して構わないのですが、内容についての制限はあります。しかし、企画で制限されているということはありませんので、佐賀独自のアイデアを出しての広報活動はとても良いことだと思っております。

■ 浦島太郎のシナリオは、佐賀県弁護士会の方で作成して頂いております。このようにオリジナルで行っているものもありますので、実現できるかどうかは予算上の問題もありますが、何かアイデアを頂ければ、こちらで検討していきたいと思っております。

□ ホームページに、地域独自の様々なことを掲載することは、その地域の方々により近く感じて頂けるものだと思いますので、ご意見を頂いたことを色々と考えていきたいと思っております。法曹三者については、色々とご意見を頂きながらこれからも協力していきたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

□ 予定の時間が参りましたので、協議は終了させていただきたいと思っております。本日は、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

5 次回の予定

(1) 日程

平成30年5月23日（水）午後1時30分から（地裁委員会，家裁委員会
合同開催）

(2) 意見交換テーマ

「調停制度について」（仮題）